



須賀注連縄保存会（大東町）

（会長 ^{しめなわ} 新田清文さん ^{にったきよふみ} 会員15人）

この保存会の歴史は古く、明治のころから続いていた注連縄づくりも戦後途絶えていましたが、昭和36年から復活し、今も地域の30歳代～80歳代の世代を越えたメンバーが活動をされています。

重さ70～80kgもある大注連縄は京都や松江市にある神社へ奉納されるとのこと、この日は最終作業の真っ最中でした。

注連縄専用の藁は8～10aの田で作られています。保存会では、この大注連縄の他に神社の祭事に用いられる草鞋などの小物や正月向け注連縄も作られています。普段は週3回夜間に、年末の注連縄作りの時期は毎晩作業されているとのこと。



新年にあたり

雲南市農業委員会 会長

加藤 一郎
かとう いちろう

新年明けましておめでとうございます。
皆さま方には輝かしい新年をお

迎えることとお慶び申し上げます。

平素より農業委員会の活動に對しまして、ご理解
とご協力をいただき、深く感謝を申し上げます。

去年9月から10月にかけて行った農地パトロール
では、今回も荒廃した農地が雲南市にも多くありま
した。

農業委員会が新体制2年目となった新たな取り組み
として、それらの農地を再度検証し、再生困難で
あると判断した農地について、農地所有者の意向を
聞き、総会において農地から外す『非農地判断』を
始めました。

また、農業委員、農地利用最適化推進委員から
日々の活動における地域での問題や課題等をまとめ
た『平成31年度農業振興施策に関する意見書』を雲
南市に對し提出をいたしました。

私たち農業委員会は、かけがえのない農地を未来
の世代に引き継ぐため、優良農地は守りその有効活
用を進めていくために様々な問題に引き続き取り組
んでまいります。

今年の豊作と皆様方のご多幸を祈念し、一層のご
支援、ご協力をお願いいたしまして新年のごあいさ
ついたします。



農地パトロールを実施して

私は、推進委員として加茂町の二人の農
業委員のご指導を受けながら、猪尾、岩倉、
畑、東谷地区を見て回りました。

今回の調査では、水田や畑に雑草が繁茂、
作付けされておらず、再生利用が可能だが
遊休化していると判断していた農地が、水
稲作付けを再開されたり、草刈りがきちん
とされ保全管理されている農地がありまし
た。ホッとすると同時にその努力に頭が下
がります。一方、一昨年までは水稲が作付
けられていたのに、雑草に覆われている農
地があり、耕作者に確認すると、イノシシ
による被害があまりにもひどくて、作付け
を断念したということでした。

特に中山間地域の水田では、獣害対策に
懸命な努力をされていますが、ちよつとし
た隙について、イノシシが侵入してきます。
毎年、初心に返って侵入防止対策に取り組
むことしかないのかもしれないですね。

二回目の農地パトロールを終了して感じ
ることは、先輩の農業委員のような知識も
経験も乏しく、また自分の集落以外の地区
については、まだまだ分からないところがた
くさんあります。雑草が繁茂しているので、
「1号遊休農地」と判断すべきか考えあぐね
て、たまたま中学校の後輩の所有する農地



であったため電話確認
すると、春に草刈り管
理し、この秋にも草刈
りする予定だと聞き、
保全管理されていると
判断しました。

農地パトロールとし
ては、短期間の内に実
施するため、農地所有

平成30年度 農地利用状況調査（農地パトロール）結果

	1号遊休農地		2号遊休農地		合 計	
	筆数	面積(㎡)	筆数	面積(㎡)	筆数	面積(㎡)
大 東 町	174	177,734	7	5,978	181	183,712
加 茂 町	93	70,526	1	277	94	70,803
木 次 町	110	78,009	10	9,505	120	87,514
三刀屋町	120	77,279	1	1,778	121	79,057
吉 田 町	39	24,533	0	0	39	24,533
掛 合 町	53	52,635	3	1,887	56	54,522
合 計 (前年比)	589 (52)	480,716 (44,237)	22 (5)	19,425 (▲8,680)	611 (47)	500,141 (35,557)

「1号遊休農地」とは…現に耕作されておらず（1年以上にわたって耕作されておらず）、かつ引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地（農地法第32条第1項第1号）

「2号遊休農地」とは…利用の程度が周辺地域に比べ著しく劣っていると認められる農地（農地法第32条第1号第2号）

農地利用最適化推進委員

加茂町 高橋 一裕
たかはし かずひろ

者の保全管理のタイ
ミングと噛み合わな
い場合もあります。
推進委員として、担当地区内の管理状況を、
常日頃から確認しておかねばならないなど
感じています。



農業委員会からのお知らせ

農地の所有権移転や転用には、農業委員会への事前の申請と許可が必要です。



荒廃農地の非農地化について 農業委員会委員視察研修



10月18日に雲南市農業委員会は、広島県世羅町で「荒廃農地の非農地判断および農地台帳から除外する扱い」について視察研修を行いました。

国は農業委員会が「農地法の運用について」に基づき、農地が森林の様相を呈するなど農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地があつた場合は、対象地が農地に該当しない旨の判断を行い、農地台帳から除外するよう指導を行っています。雲南市農業委員会もこの通知に基づき「農地パトロールで非農地と判断した農地を農地台帳から除外する」という作業を

進めるため、その運用手順を定め取り組みを行っています。が、他の農業委員会での実状などを調査し、より適切なものとするために研修を行いました。

世羅町では農地パトロールで「荒廃し農地に復元することが困難」と判断した農地を、農業委員会の議を経て「非農地」とし、農地台帳から除外し農地所有者に対し「非農地」とした旨を通知し、所有者で異なる仕組みで行われていました。また、併せて関係機関へも通知していました。非農地の通知を受けた所有者の中には、農地に復元する方もあったと聞きました。世羅町の運用手順は、国の指導のとおり実施されてきました。

があつた場合には、所有者に事前に状況を説明し了承を得た後、農業委員会の議決を受け、農地台帳から外してあります。その後農地所有者へは、総会の決定通知を送るとともに地目変更の登記の案内も行っています。

雲南市の非農地判断基準に係る手順については次のとおりです。

- ① 農地の利用状況調査（農地パトロール）
- ② 非農地の判断対象地のリストアップ
- ③ ②の農地の精査
- ④ 所有者への説明、承諾書受領
- ⑤ 現地確認（状況写真撮影）
- ⑥ 農業委員会総会で非農地の議決、農地台帳から除外
- ⑦ 所有者へ非農地通知および関係機関へ通知
- ⑧ 所有者が地目変更登記（完了）

農業委員 嘉本 輝雄



小春日和となった12月1日（土）、加茂福祉センター（かもてらす）でクリスマス大作戦と銘打ってパーティが開催されました。



作り」を体験してもらったり、カフェタイムでは野菜を使ったスイーツを作ったというものでした。



当日、練習なしでレシピに臨んだ私たちでしたが、参加された皆さんから「楽しかった」「おいしかった」という声が聞けて一安心。なかなかのぞきになりました。

クリスマスソングが流れる会場は、シンガーソングライターのかとうきんじの司会で終始和やかな雰囲気。に包まれ、協力者として参加した私たちもほんわかした気持ちになった一日でした。

農業委員 佐藤 博子



農業委員会からのお知らせ

農業委員会は毎月20日前後に総会を開催しています。各書類の提出期限は前月の末日としています。

新嘗祭の
献米

献米

平成最後となった新嘗祭へ、雲南市から合併以来初めての献米が行われました。

10月25日、献穀者として吉田町の「農事組合法人すがや」が選ばれ、代表理事 錦織 満さん、副代表理事 古居 哲夫さんは天皇陛下へ新米を献上されました。

新嘗祭は、天皇陛下が全国から献納された五穀の新穀をお供えになりご自身もそれを食されてその年の収穫を祝い、また翌年の五穀豊穡を願う古くからの祭儀となっています。

農事組合法人すがやは、17aを献穀田とし、5月12日に田植え（御田植式）を、9月16日には稲刈り（御拔穂式）を行い、10月25日に皇居で行われた献納式では、収穫された新米のうち1升を献納されました。

献納を終えた錦織さんは「菅谷高殿地域の歴史に残る大事業となりましたが、関係の皆様のご協力により無事に献上することができ感謝を申し上げます」と感想を述べられました。



視察にいらつやいました。

7月26日	徳島県 上板町農業委員会	10月23日	宮城県 蔵王町議会
8月28日	高知県 高知市農業委員会	10月25日	千葉県 南房総市農業委員会事務局
10月5日	新潟県 長岡市議会	11月5日	兵庫県 上郡町農業委員会
		11月14日	京都府 宇治市農業委員会

おすすめ特産品
& レシピ

TAMAMORI

田守り
RICE NOODLE 半なま
つなぎを使わない米粉100%の歯ごたえ
米粉麺
和洋中とどんな調理法にもよく合います。



おすすめレシピ

ピリ辛おろち麺

（グランプリ受賞 2014年
米粉料理コンテスト中四国大会）

ゆで上げて水洗い・水切りした麺に合わせ調味料をかけ、お好みで半熟卵、プチトマトなどの野菜を載せてお召し上がりください。

（あわせ調味料）

コチュジャン大2・酢大2・砂糖大2・醤油小2・ごま大2・ニンニク、ショウガ各少々



営業日：年中無休 営業時間：8:30～19:30
レストラン：10:30～19:30 道の駅「たたらば壱番地」内



吉田町

産直市 ようてごしな菜
木村有機農園

平成25年3月、道の駅「たたらば壱番地」誕生と同時に、「産直市 ようてごしな菜」がオープンしました。

経営は地元吉田町の有限会社 木村有機農園（代表 木村晴貞さん）。スタッフ25人で野菜生産、食品加工、レストラン、産直市を運営されています。この産直市には200軒の登録農家がおられ、主に吉田町、掛合町また奥出雲町や飯南町の農家さんからの産品も並んでいます。

農業振興施策について
市長に意見書を提出しました

10月29日、速水市長に対して雲南市農業振興施策に関する「意見書」を提出しました。

日頃、農地の有効利用に向けた活動を行っている中で感じている点などをまとめ、農業振興施策の改善に向けた意見として提出したものです。

意見書は雲南市農業の魅力を高めていくことや農地の有効活用が図れる制度や仕組み、環境づくりを求めました。

意見書の内容

◆農業振興施策の拡充、支援について

- ① 高付加価値化、販路拡大施策の支援
- ② 担い手育成対策
- ③ 農地対策
- ◆有害鳥獣対策
- ◆畜産振興対策など



編集後記

2018年は大雪に始まり豪雨や台風、記録的な猛暑などで農業関連の被害が相次ぎ、また各地で大きな地震が起きるなど自然災害が多発した年でした。

2019年は5月から年号も改まり、新たな時代を迎えることとなります。

どうか災害のない年となりますように。